

プライバシーマーク認証事業者の番号利用法及び 特定個人情報ガイドラインへの対応について (JIPDECからの公表)

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「番号利用法」という)が成立し(平成25年5月31日公布)、社会保障・税番号制度が導入され、平成27年10月から住民票を有する一人ひとりに個人番号が通知されました。

これに伴い事業者は、社会保障・税及び災害対策の分野における事務の実施に際して、平成28年1月より個人番号をその内容に含む個人情報(以下、「特定個人情報」という)を取り扱うことになりました。特定個人情報の取扱いについては、特定個人情報保護委員会(現、個人情報保護委員会)より「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(以下、「特定個人情報ガイドライン」という)が平成26年12月11日付で公表されました。

プライバシーマーク認証事業者が特定個人情報を取り扱うに際して、要求事項に基づき対応を必要とする事項及び番号利用法に基づき対応を必要とする事項を以下に示します。

1. 要求事項に基づき対応を必要とする事項

(1) 個人情報の特定、リスクなどの認識、分析及び対策 (要求事項 3.3.1、3.3.3)

特定個人情報は、個人情報の特定及びリスクの認識、分析、対策の対象とすること。番号法の規定に反する取扱いをすることをリスクと認識し、リスク分析を踏まえて対策を講じ、PMS 文書に反映する必要がある。

引き続き、リスクに応じた措置を実施し、適宜リスク及び対策の見直しを行うことが必要である。

(2) 法令、国が定める指針その他の規範(要求事項 3.3.2)

法令、国が定める指針その他の規範には、個人番号の利用が開始される平成28年1月以降は、特定し参照する対象に、番号利用法及び特定個人情報ガイドラインを加える必要がある。

(3) 資源、役割、責任及び権限(要求事項 3.3.4)

資源、役割、責任及び権限では、個人情報の管理のための役割、責任及び権限を明確に定め、文書化することを求めている。特定個人情報ガイドライン(「別添」特定個人情報に関する安全管理措置(事業者編))を含む)では、特定個人情報等を取り扱う事務に従事する従業者(以下、「事務取扱担当者」という)の明確化を求めている。事務取扱担当者等の役割、責任及び権限を明確に定め、文書化する必要がある。

2. 番号利用法に基づき対応を必要とする事項

(1) 取得、利用及び提供に関する原則(要求事項 3.4.2)

取得、利用及び提供の場面において、番号法に基づく留意点を以下に概略する。

- 個人番号の利用範囲は、番号利用法第9条(利用範囲)に示す範囲(個人番号利用事務、個人番号関係事務)に限定される。
- 特定個人情報ファイルの作成は、個人番号利用事務、個人番号関係事務を処理するために必要な範囲に限られている(番号利用法第28条 特定個人情報ファイルの作成の制限)。
- 特定個人情報の提供は、番号利用法第19条(特定個人情報の提供の制限)に規定された場合を除き、禁止である。
- 個人番号の提供を受ける場合、番号利用法第16条(本人確認の措置)により本人確認が義務付けられ、確認方法が規定されている。

(2) 正確性の確保(要求事項 3.4.3.1)

正確性の確保では、個人情報の保管期間の設定等を求めている。ただし、特定個人情報の保管期間については、特定個人情報ガイドラインに示す通り、番号利用法に定めた事務を行う場合を除き、特定個人情報を保管できないことに留意する。

(3) 安全管理措置(要求事項 3.4.3.2)

安全管理措置では、取り扱う個人情報のリスクに応じて、個人情報のライフサイクル(個人情報の取得から廃棄までの一連の流れ)の各局面の安全対策を策定することを求めている。これに加え、特定個人情報を取り扱う場合の安全管理措置では、特定個人情報ガイドライン(「別添」特定個人情報に関する安全管理措置(事業者編))を含む)において、個人番号の削除や特定個人情報等を取り扱う機器及び電子媒体等の廃棄は所管法令等における保管期間の経過時には速やかに削除・廃棄を行うこと等、要求事項では求められていない措置を講じなければならないとする事項もあることに留意する。

(4) 委託先の監督(要求事項 3.4.3.4)

委託先の監督では、委託先に対する必要かつ適切な監督を求めている。個人番号関係事務または個人番号利用事務の全部または一部を委託する場合も、要求事項に基づき委託先の監督を行う必要がある。これに加えて、特定個人情報ガイドライン(第4-2-(1)1B)では、委託契約の締結にあたって盛り込むべき規定等が具体的に示されていることに留意する。

—公表資料(PDF)—

「特定個人情報の取扱いの対応について」

http://privacymark.jp/reference/pdf/guideline_kaisetsu_150519.pdf